

## 第1章 プラン策定にあたって



### 1. 基本的な考え方

#### (1) プランの目的

##### 人権の尊重と男女が共に輝く、まちづくりの実現

平成5年の世界人権会議や平成7年の第4回世界女性会議において、女性の権利は人権であることが改めて確認され、女性問題は人権問題だということが世界共通の認識となりました。

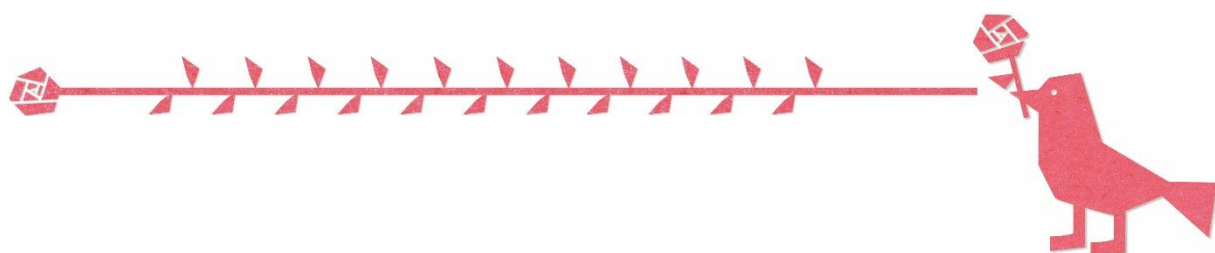
国においては、日本国憲法に個人の尊重、法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが着実に進められてきていますが、現実には、まだ男女間の不平等を感じる人も多く、より一層の努力が必要とされています。このような認識は、平成27年9月、国連総会で『持続可能な開発目標』(SDGs)が採択されたことを受け、国が策定した実施指針(平成28年12月)、アクションプラン(平成29年12月)、拡大版アクションプラン(平成30年6月)において繰り返し言及されているとおりです。

このプランは、平成26年度から平成30年度までの「第3期まつばら男女かがやきプラン」の検証を行い、改めて、市民が人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮し、利益を均等に享受することができる男女共同参画社会の実現を目指すものです。このプランをもって、松原市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、職場で、家庭で、地域社会で、すべての人々にチャンスがあり活躍できるまちづくりとして、「誰もがいきいきと活躍できる松原市」を実現します。

#### (2) プランの位置づけ

このプランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づき、人権の尊重と「男女共同参画社会」の実現に向けて策定する基本的な計画であり、「松原市男女輝きまちづくり条例」第11条に基づくものです。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」(以下、「松原市DV対策基本計画」という。)並びに「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」(以下、「松原市女性活躍推進計画」という。)を包含して策定するものです。



## 2. プラン策定の経緯

### (1) これまでの市による取り組みの概要と最近の国の動き

平成10年度に「松原市男女協働参画プラン～輝けまつばら 女と男で～」(平成11年～20年度)を策定し、その後、社会経済情勢など様々な変化に対応するため、平成20年度に男女共同参画推進懇話会を設置し、平成21年1月に次期松原市男女共同参画プランに係る提言書を受け、平成21年度には必要な見直しを行い、「まつばら男女共同参画プラン Second Stage」として改訂しました。

その後、平成26年度には、「第3期まつばら男女かがやきプラン」として改訂しました。しかし、社会の様々な分野で課題は残されており、その課題を解決していくためには、市・市民・事業者等及び教育関係者が協働して取り組みを進めていく必要があります。

男女が共に輝き、豊かで活力ある魅力に満ちたまちづくりの実現を目指すため、平成27年4月には、「松原市男女輝きまちづくり条例」「松原市男女輝きまちづくり条例施行規則」を制定し、施策の確固たる基盤を築くとともに、これらを基に目標達成のために全庁あげて取り組んでまいりました。

さらに平成28年4月より、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が完全施行された事から、社会情勢に即したプランにしていき、これらのプランや条例・規則に基づき、基本目標の達成のために、全庁をあげて幅広い取り組みを行っていきます。

### (2) 「第3期まつばら男女かがやきプラン」の目標達成状況

#### ① 男女共同参画意識に関する取り組みの内容と状況

市民等を対象にした講座や講演会等を市職員が率先して企画し、研修会等に参加しながら、地域、職場、学校、家庭において考える場を提供してきました。更に、保育ボランティア派遣事業を実施し、市主催の講座での一時保育を実施し、子育て中の方も参加しやすいように取り組みました。また、学校では、教育課程での取り組みにおいても意識を高めるなど、様々な視点で男女共同参画の意識を高めてきました。

#### (主な取り組み)

- ・市民向けセミナー、パネル展の実施
- ・市政出前講座
- ・保育ボランティア派遣事業

平成27年度の中間見直しにおける市民アンケートでは、学校においては男女の地位について「平等」であるという回答が過半数を超えています。家庭・職場では「男性優遇(「どちらかというとも含む)」が平成24年度と比較して、家庭では約10ポイント減少して半数以下となり、職場でも約6ポイント減少しています。地域では「男性優遇(「どちらかというとも含む)」が約30%、「平等」が約40%となっています。

第3期プラン施行中、男女平等の意識は徐々に広まってきてはいるものの、いまだ「男性優遇」と感じている人が多いことが分かります。

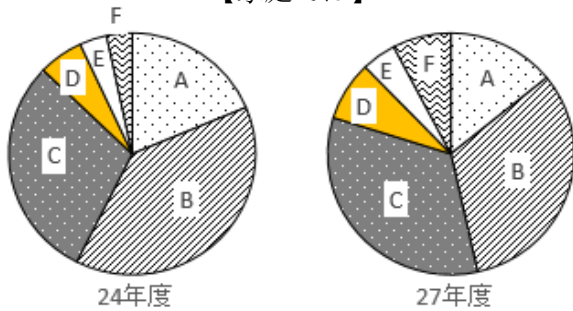
今後、全庁的な取り組みを行い、家庭や職場での男女共同参画意識の啓発に力を入れていくとともに、学校や地域でのより一層の意識啓発を進めていくことで、「男女共同参画」を進展させ、性別に関わらず誰もが輝いて生活していくことができる都市を目指していきます。

※「松原市政世論調査」⇒ 平成27年度・平成24年度の比較

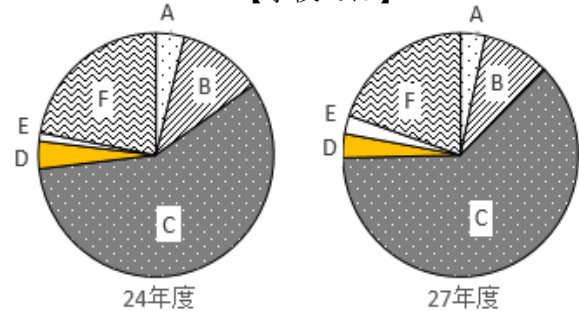
■現在の男女の地位はどの程度平等になっていると思いますか。

|      | A          |       | B                          |       | C     |       | D                          |      | E              |      | F     |       |
|------|------------|-------|----------------------------|-------|-------|-------|----------------------------|------|----------------|------|-------|-------|
|      | 男性が優遇されている |       | どちらかという<br>と男性が優遇<br>されている |       | 平等である |       | どちらかとい<br>うと女性が優<br>遇されている |      | 女性が優遇<br>されている |      | わからない |       |
|      | 24年度       | 27年度  | 24年度                       | 27年度  | 24年度  | 27年度  | 24年度                       | 27年度 | 24年度           | 27年度 | 24年度  | 27年度  |
| 家庭では | 18.7%      | 14.1% | 38.7%                      | 32.4% | 29.7% | 33.3% | 5.9%                       | 7.9% | 3.6%           | 4.6% | 3.3%  | 7.7%  |
| 職場では | 29.9%      | 20.7% | 40.1%                      | 43.3% | 16.5% | 19.7% | 3.3%                       | 4.1% | 2.2%           | 3.1% | 8.0%  | 9.1%  |
| 学校では | 3.9%       | 3.4%  | 11.5%                      | 9.3%  | 57.8% | 62.0% | 3.6%                       | 3.2% | 1.1%           | 2.4% | 22.1% | 19.8% |
| 地域では | 10.4%      | 7.9%  | 26.7%                      | 23.3% | 37.1% | 39.3% | 6.3%                       | 4.3% | 1.9%           | 3.1% | 17.7% | 22.1% |

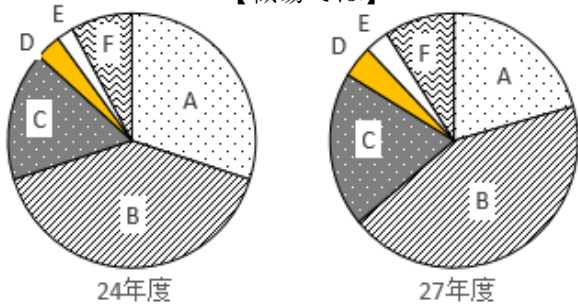
【家庭では】



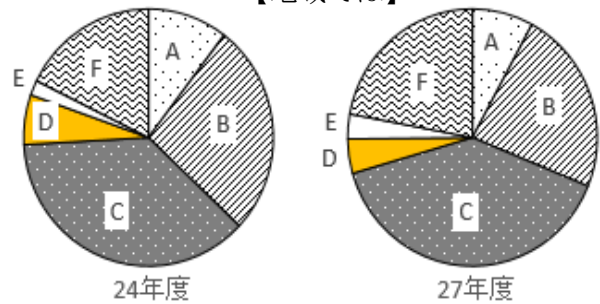
【学校では】



【職場では】



【地域では】



A 男性が優遇されている   
 B どちらかというと男性が優遇されている   
 C 平等である  
 D どちらかというと女性が優遇されている   
 E 女性が優遇されている   
 F わからない

平成24年度 松原市政世論調査（市民アンケート）について  
 アンケート送付数：1,000人 回答者総数：401人  
 （性別）男性：175人、女性：226人、無回答：0人  
 （年齢）20歳代：22人、30歳代：49人、40歳代：72人、  
 50歳代：56人、60歳代：101人、70歳以上：101人、  
 無回答：0人

平成27年度 松原市政世論調査（市民アンケート）について  
 アンケート送付数：1,000人 回答者総数：442人  
 （性別）男性：186人、女性：245人、無回答：11人  
 （年齢）20歳代：39人、30歳代：60人、40歳代：78人、  
 50歳代：71人、60歳代：86人、70歳代：87人、  
 80歳以上：12人、無回答：9人

## ② 仕事と生活の調和に関する取り組みの内容と状況

仕事と子育てや介護の両立支援として、毎年、年度当初の保育所の待機児童ゼロを実施し、延長保育や病後児保育等の保育サービスや介護サービス等も実施してきました。特に留守家庭児童会室においては、平成27年度より、低学年の活動に加えて、高学年の活動を実施しました。そして、子育ての更なる充実という観点から、まつばらテラス（輝）内に設置された、子育て支援センター「キラキラ」を含め、市内に9ヶ所の子育て支援センターを設けました。また、働くことにやりがいを持つ女性に対する起業セミナーや、キャリア教育を行い、事業所・法人指導監査等事務事業として産休等の規定がない法人等に対して指導するなど、女性をはじめとする誰もが働きやすい環境づくりを実施しました。

（主な取り組み）

- ・年間を通しての保育所待機児童ゼロの実施
- ・延長保育、病後児保育、留守家庭児童会室等の多様な保育サービスや介護サービス等の実施
- ・子育て支援センターの充実
- ・女性の起業応援事業
- ・事業所・法人指導監査等事務事業
- ・自殺予防対策
- ・女性特有のがん検診や妊婦健康診査事業



しかし、市民アンケートからは、「子育ての時期は一時仕事をやめて家庭に入る。」という意識が、平成24年度の市民アンケートとほぼ横ばい状態で、依然として60.3%と過半数を超えています。また、「女性が長く働き続けることを困難にしている原因」として、特に「出産、育児」・「家族等の介護」を多くの方が挙げています。「仕事を続けたい」のに、出産・子育て・介護等を理由に断念することがないように、働く意欲と就業が結びつくことは大切なことです。

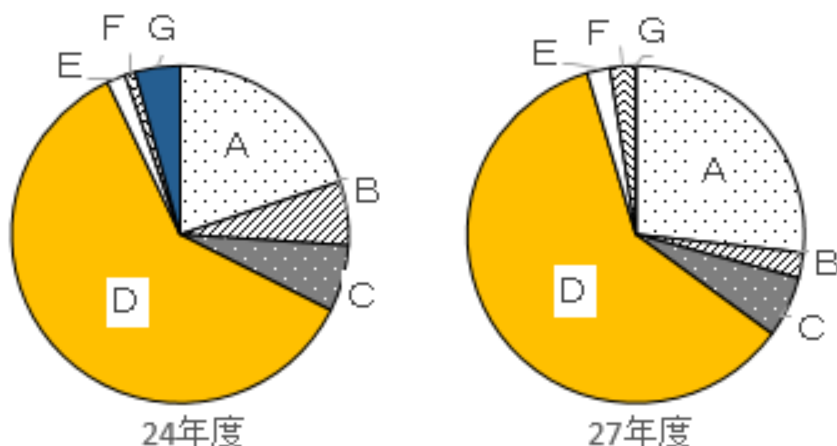
また、今後も引き続き、セーフコミュニティ活動の一つである自殺予防対策や女性特有のがん検診及び妊婦健康診査事業に取り組むことが必要です。

※「松原市政世論調査」⇒ 平成27年度・平成24年度の比較

■あなたは、女性が職業を持つことについて、次のうちどれが望ましいと思いますか。

|      | A                    | B                      | C                                | D  | E                                    | F               | G    |
|------|----------------------|------------------------|----------------------------------|--|--------------------------------------|-----------------|------|
|      | 結婚して子どもが生まれても、仕事を続ける | 結婚するまでは仕事をしますが、その後はしない | 結婚してから子どもが生まれるまでは仕事をしますが、その後はしない | 子育ての時期は一時仕事をやめて家庭に入り、子どもの手が離れてから再び仕事を続ける | はじめは職業を持たずに結婚してから、または子育てが終わってから職業を持つ | 女性は職業を持たないほうがよい | その他  |
| 24年度 | 19.9%                | 6.1%                   | 6.4%                             | 60.4%                                    | 1.8%                                 | 1.0%            | 4.3% |
| 27年度 | 26.7%                | 2.5%                   | 5.9%                             | 60.3%                                    | 2.2%                                 | 2.5%            | 0.0% |

■あなたは、女性が職業を持つことについて、次のうちどれが望ましいと思いますか。



※「松原市政世論調査」⇒ 平成27年度

■女性が長く働き続けることを困難にしている原因と考えられるものはどんなことですか。次の中から、そう思うものすべてを選んでください。（回答者数 422人）

|    | 項目                     | 回答者数 | 割合    |
|----|------------------------|------|-------|
| 1  | 出産、育児                  | 378  | 89.6% |
| 2  | 家族等の介護                 | 228  | 54.0% |
| 3  | 保育所の保育時間と就労時間が合わない     | 193  | 45.7% |
| 4  | 家事                     | 157  | 37.2% |
| 5  | 職場での結婚退職、出産退職の慣行や雰囲気   | 144  | 34.1% |
| 6  | 子どもの教育                 | 127  | 30.1% |
| 7  | 家族等の無理解や反対             | 99   | 23.5% |
| 8  | 夫、妻の転勤                 | 73   | 17.3% |
| 9  | 自分の健康                  | 70   | 16.6% |
| 10 | 女性はすぐやめる、労働能力が劣るという考え方 | 63   | 14.9% |
| 11 | 昇進等の男女の差               | 47   | 11.1% |
| 12 | わからない                  | 24   | 5.7%  |
| 13 | その他                    | 11   | 2.6%  |

### ③ 女性に対する暴力の根絶に関する取り組みと状況

毎年11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に「性暴力救援センター・大阪SACHICO」と協働で、市役所内でのパネル展の実施や、DV・デートDVについての講座を行い、DV等の認識や相談先等の啓発活動を協働で実施しました。

相談業務では、人権交流センター（はーとビュー）・人権交流室に女性相談員を配置し、DV被害者等の支援を関係機関と連携しながら行いました。また、庁内においては、関係部署が集まり、「松原市DV対策連絡会議」を開催し、今まで以上に一層の連携を深めました。「フェミニストカウンセリング堺」による女性相談や「NPO法人やんちゃまファミリーwith」による母親のためのピアサロン「ココ・カラ with」等の相談しやすい身近な窓口を開設しています。

(主な取り組み)

- ・女性に対する暴力防止事業 (パネル展・DV防止セミナー)
- ・女性/DV相談
- ・母親のためのピアサロン ココ・カラwith事業

DVは、人権侵害であり、犯罪になる行為であり、相談によって、DV被害者の自信や自尊心をつなぎ止め、支えていくことが重要です。

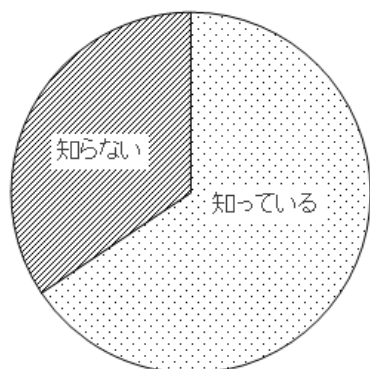
市民アンケートからも、「夫婦間において「平手で打つ」「殴るふりをする」という事が暴力であることを知っていますか。」について、「知っている」が60%を超えているものの、依然30%を超える人々が、そうした行為を暴力として認識していないことが分かります。「DV等女性に対する暴力に関する相談窓口を知っていますか。」については、「知っている」が50%を切る状況である事から、今後もより一層、安心して相談できるように相談体制を充実し、生涯にわたり安心して自分の健康を守る社会の構築を目指すことが必要です。

※「松原市政世論調査」⇒平成27年度

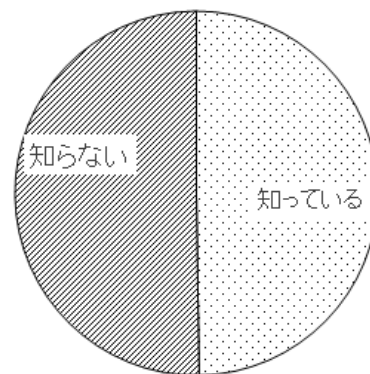
| ■夫婦間において「平手で打つ」「殴るふりをする」ということが暴力であることを知っていますか。 |       |       |
|--|-------|-------|
|  | 知っている | 知らない  |
| 回答者数   | 271   | 142   |
| 割合   | 65.6% | 34.4% |

| ■DV等女性に対する暴力に関する相談窓口を知っていますか。 |       |       |
|-------------------------------|-------|-------|
|                               | 知っている | 知らない  |
| 回答者数                          | 205   | 207   |
| 割合                            | 49.8% | 50.2% |

夫婦間において「平手で打つ」「殴るふりをする」ということが暴力であることを知っていますか。



DV等女性に対する暴力に関する相談窓口を知っていますか。



### (3) 第4期まつばら男女かがやきプランの策定過程

第3期まつばら男女かがやきプランの計画期間が平成30年度で満了になることから、本市では、次期プランの策定を決め、平成30年5月15日、男女共同参画推進審議会にその基本的方向性について諮問しました。これを受けて、学識経験者2名、本市内で活動する8名から構成される同審議会で、3回の会議を開催し検討していただき、平成30年11月29日、同審議会からその答申を受けました。